

魚沼市響きの森文化会館 設備利用料金表

附属設備									
設備区分	名称	単位	大ホール	小ホール	設備区分	名称	単位	大ホール	小ホール
舞台機構	所作台	1式	3,200円	3,200円	音響	拡声装置	1式	5,300円	一括 2,100円
	平台	1台	60円	60円		吊りマイク装置	1式	1,100円	
	開き足・箱足	1台	60円	60円		マイクロフォン	1本	530円	
	人形立	1本	60円	60円		再生・録音装置	1式	530円	
	金屏風	1双	1,600円	1,600円		特殊機器	1台	1,100円	
	松羽目	1式	1,100円	—	楽器	ピアノスタインウェイ	1台	7,400円	7,400円
	山台用長布団	1枚	320円	320円		ピアノベビッシュタイン	1台	3,200円	3,200円
	上敷	1枚	320円	320円	映像	映写機(16・35mm)	1式	—	10,500円
	指揮台	1台	210円	210円		プロジェクター(7000ルーメン)	1台	2,100円	2,100円
	譜面台・譜面灯	1台	60円	60円	照明	ボーダーライト	1式	1,100円	一括 2,100円
	演壇	1式	320円	320円		サスペンションライト	1式	3,200円	
	音響反射板	1式	4,200円	—		ホリゾントライト	1式	2,100円	
	姿見	1台	60円	60円		シーリングライト	1式	2,100円	
	紗幕	1枚	1,100円	—		ピンスポットライト	1台	2,100円	
	浅葱幕	1枚	1,100円	—		サイドフロントライト	1式	2,100円	
	紅白幕	1枚	1,100円	—		スポットライト	1台	110円	110円
	ジョーゼット幕	1式	2,300円	—		ディスクマシン	1台	1,100円	1,100円
	仮設花道	1式	5,300円	—		ストロボマシン	1台	1,100円	1,100円
	鳥屋囲	1式	3,200円	—		ミラーボール	1台	1,100円	1,100円
	旗パネル	1枚	1,100円	1,100円		スパイラルマシン	1台	1,100円	1,100円
	仮設前舞台	1式	—	6,300円		スライドキャリア	1台	1,100円	1,100円
	司会者台	1台	320円	320円		プリズムマシン	1台	1,100円	1,100円
	可動式音響反射板	1式	2,100円	2,100円		エフェクトスポットライト	1台	530円	530円
	振り落し装置	1式	1,100円	—		先玉	1台	320円	320円
	ヒナ段用階段	1台	110円	110円		種板	1台	110円	110円
	展示パネル	1枚	110円	110円		音響反射板ライト	1式	1,100円	—
	吊物バトン	1本	320円	320円	その他	テレビ中継録画	1式	10,500円	5,250円
	金支木	1本	110円	110円		ラジオ中継録音	1式	5,300円	2,650円
	木台	1台	60円	60円		持込電源機器	1KW	320円	320円
	開帳場	1式	210円	210円		スマートマシーン	1台	1,100円	1,100円
	めくり台	1台	530円	530円		ドライアイスマシン	1台	1,100円	1,100円
	化粧かまち	1式	530円	530円		プロジェクター	1式	210円	210円
	緋毛せん	1枚	530円	530円		テレビビデオ	1式	210円	210円
	地かすり	1式	1,100円	—		野外ステージの上屋	1式	4,200円	
組み合わせ設備	バレエシート	1式	2,100円	2,100円					
	映写スクリーン	1式	2,100円	1,050円					
	リアスクリーン	1式	2,300円	—					
	会議用椅子	1台	60円	60円					
	会議用テーブル	1台	60円	60円					

名称	内訳	大ホール	小ホール
映画セット	音響設備、映写機、映写スクリーン、会議用テーブル	—	14,100円
講演会セット	司会者台、会議用テーブル、演壇、吊物バトン、音響設備、照明設備	17,700円	5,900円
発表会セット(民謡・芸能等)	司会者台、会議用テーブル、吊物バトン、音響設備、照明設備	38,300円	6,300円
ピアノ発表会セット(ピアノ使用料別)	会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備	15,600円	6,900円
吹奏楽・合唱発表会セット(ピアノ使用料別)	会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備、平台、譜面台、椅子	19,200円	8,400円
吹奏楽・合唱練習セット(ピアノ使用料別)	指揮台、譜面台・譜面灯、音響反射板、照明設備	8,200円	3,900円

- 1 使用料には、消費税を含むものとする。
- 2 利用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までを各1回とする。
- 3 利用の目的が物品の販売等及び営利目的の興行等の商行為を主とする場合は、設備使用料の30パーセントを加算する。